

【学生向け】新型コロナウイルス感染症対策について

健康科学大学

感染症対策委員会

健康科学大学の新型コロナウイルス感染症への対策について、以下の通りとします。学生の皆さんは必ず一読してください。

なお、新型コロナウイルスに関する新たな情報が蓄積されたこと、感染の状態が変化したことから、本日をもって3月27日ホームページ掲載の「【学生向け】新型コロナウイルス感染症への対応について(20200327)」を廃止し、本通知の通りとします。

新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、今後も定期的に最新の情報を確認してください。

1. 日常生活において

- (1) 毎朝体温を測定し、測定結果を学科から指示された方法に従って「**体調及び行動確認票**」に記入してください。1週間の平均体温を平熱とし、自分の平熱を把握してください。
- (2) 人との接触を避けるため、不要不急の外出は控えてください。特に特別警戒都道府県への移動と海外渡航は控えてください。
- (3) どうしても人との接触が必要なときは、自分が感染しないため、屋内でも屋外でも人と密接しないように心がけてください。
- (4) 人と原則2m以上の距離をとり、会話は必ずマスクをつけて5分以内で終わらせるようにしましょう。
- (5) 屋内ではマイクロ飛沫を吸わないようにこまめに部屋を換気してください。
- (6) 手で顔を触らないように心がけてください。
- (7) こまめに石鹸で手を洗いましょう。
- (8) アルバイトは人との接触機会が増えるので不要不急のアルバイトは行わないようにしてください。生活維持のためにやむを得ず行う場合には上記(1)から(7)に十分留意して行うようにしてください。

2. 大学への登校について

- (1) 登校前に自宅で体温を測定して記録し、**平熱より1℃以上高い場合、咳・のどの痛みなどの上気道炎症状、嘔吐・下痢などの消化器症状、味覚障害、嗅覚障害がある場合は登校禁止とします**。風邪の症状や平熱より1度以上の発熱が1日以上続く

場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）または強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、[「帰国者・接触者相談センター」](#)（TEL [055-223-8896](#)）に相談してください。

- (2) 平熱より高い場合や風邪症状など、体調が悪い場合も無理をせず、自宅療養とし、担任へ連絡して登校はしないでください。
- (3) 当面の間、体調不良が理由で授業を欠席する場合には、**公欠扱い**とし、医師診断書の提出を必要としません。この場合、すみやかに下記**10. 大学連絡先窓口へ連絡**してください。
- (4) 自家用車で登校可能な学生は原則的に自家用車で登校してください。その際には乗り合いをせず一人で乗車して登校してください。
- (5) 電車やバスを利用する場合は、同乗者と近距離や対面で乗車することを避け、マスクをつけ、車内での会話を控えるよう心がけて下さい。
- (6) スクールバスでは窓を開けて換気をよくしてください。換気するため車内温度が下がるので、温度調整ができる服装で登校してください。
- (7) 自分の体温計を所持している人は、大学内で常に体温を測定できるよう、携帯するようにして下さい。
- (8) 各棟の入り口で手指消毒液の使用、または石鹸での手洗いを行い、マスク着用等の咳エチケットを徹底して下さい。
- (9) 感染拡大のリスクを高める①換気の悪い密閉空間②多くの人が密集している③近距离での会話や大声での発声の3つの条件が重なる場を避けることを心がけて、行動してください。
- (10) 登校後、体調が悪い場合は、速やかに保健室に行き指示を受けて下さい。

3-1. 身体との接触を伴わない授業（講義、演習等）について

- (1) 授業開始前に各学科から指示された方法で「**体調及び行動確認票**」等の体調管理の記録を提出してください。
- (2) 授業中や休み時間中において教職員からの指示があった場合は速やかに従ってください。
- (3) 講義中であってもマスクを着用してください。
- (4) 講義室の座席は他の学生と原則2m以上の間隔を空けてください。

- (5) 他の学生との近距離での会話を避け、また大きな声を張り上げないように注意してください。
- (6) 休み時間中はこまめに手指消毒液の使用、または石鹸での手洗いを行ってください。

3-2. 身体の接触を伴う授業（演習、学外・学内実習等）について

- (1) 登校指導が予定されている2週間前から毎日「**体調及び行動確認票**」を記載してください。
- (2) 登校指導が予定されている2週間前からアルバイトを含む、感染リスクの要因が多い外出等を行わないでください。ただし、経済状態などやむを得ずアルバイトを行う場合には、教員と相談の上、可能な限り感染対策に配慮しておこなってください。
- (3) 登校指導が予定されている当日を含めた2週間前の時期に、以下の様な症状がある場合には、すぐに電子メールもしくは電話等を使用し教員へ報告してください。何らかの症状がある場合には出校は認めません。
 - ① 現在平熱より1度以上高い発熱がある。
 - ② 咳・たん・のどの痛みなどの風邪症状がある。
 - ③ 上記風邪症状以外の呼吸器症状がある。
 - ④ 嗅覚異常・味覚異常がある。
 - ⑤ 下痢・腹痛などの消化器症状がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染者との接触があった、もしくは接触が疑われる場合には症状に関係なく、すぐに教員へ報告してください。最低でも接触した日から起算し2週間は登校を認めません。
- (5) 海外へ渡航してから帰国または特定警戒都道府県に移動してから2週間以上経過していない場合、すぐに教員へ報告してください。最低でも帰国または特定警戒都道府県に移動してから起算し2週間は登校を認めません。
- (6) その他各学科の担当教員の指示に従ってください。

4. 学内での飲食について

- (1) 他の学生と対面して食事をとることを禁止します。
- (2) 大学が指定した場所以外での食事を禁止します。
- (3) 食事中は他の学生との会話を控え、大きな声を張り上げないように、注意してください。

5. その他の活動について

(1) クラブ・サークル活動等、不要不急の課外活動や、カラオケボックス、スポーツジム、ビュッフェスタイルの会食場所など、感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。

(2) 海外への渡航は原則として禁止します。

8. 健康管理について

下記(1)～(3)の事項が生じた場合には、文部科学省、厚生労働省等が示す以下の対応を取るとともに、**下記10. 大学連絡先窓口**に連絡し、修学の判断を仰ぐようにしてください。

(1) 次の症状のいずれかが現れた場合

- ① 風邪のような症状や平熱より1℃以上高い発熱が1日以上続いている。
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ③ 味覚または嗅覚障害がある。

対応：「帰国者・接触者相談センター」(TEL 055-223-8896)に相談してください。

※①②③に当てはまらない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談してください。

(2) 症状の有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

対応：「帰国者・接触者相談センター」(TEL 055-223-8896)に相談してください。

(3) 感染者、濃厚接触者(※)について

感染者は治癒するまで(医師の許可が出るまで)登校禁止とします。濃厚接触者は感染者と最後に接触をした日から起算して14日間の登校禁止とします。この場合、すみやかに**下記10. 大学連絡先窓口**へ連絡してください。

※濃厚接触者とは(厚生労働省HPより)

- ・世帯内接触者：「患者(確定例)」と同一住所に居住する者
- ・医療関係者等：個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。
- ・汚染物質の接触者：「患者(確定例)」由来の体液、分泌物(痰など(汗を除く))などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

9. 海外からの帰国者について

海外から帰国した場合は、厚生労働省からの指示に基づいた対応を取るとともに、下記に連絡し、就学の判断を仰ぐこと。

10. 大学連絡先窓口

【健康科学部学生】教務・学生課 0555-83-5220

【看護学部学生】看護事務室 0554-46-6600

※参考リンク

《厚生労働省 HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/index.html

《文部科学省 HP》

<https://www.mext.go.jp/index.htm>